

特別立入調査に対し「調査拒否等」をした施設一覧(令和5年度 特別立入調査実施分)

設置場所		保育施設名	設置者	立入調査日	公表日	主な指摘・指導事項	児童育成協会の対応
都道府県	市区町村						
1	①岐阜県 ②福岡県	①大垣市 ②久留米市	①乳幼児保育所つなぐ園 ②乳幼児保育所つなぐ園 久留米BC	株式会社BIGDADDY不動産	令和5年9月29日 令和6年8月21日	・通報に基づき、特別立入調査を実施したが、事業者からは「調査に協力する」旨の発言はあったものの、再三に渡る調査協力の要請に対して、調査に必要な協力は得られず、結果として立入を行うことができず、通報内容の事実確認ができなかった。 ・上記は、【指導・監査、研修、相談支援等業務への対応(企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3-4-(11))】の定め	・左記について、【情報公開業務(企業主導型保育事業費補助金実施要綱第5-3-(2)-(5))】及び【指導・監査等の結果等の類型化・分析と公表(企業主導型保育事業指導・監査等基準第8)】の定めに基づき、特別立入調査に対し「調査拒否」をした事実として公表すると共に、今後の特別立入調査に協力すべき旨、併せて、今後の特別立入調査に協力しない場合には、新規児童の受入れ停止、助成決定の取消し又は概算交付の停止の措置を行う可能性、また、事実確認に必要な調査を十分にできない場合は児童の安全確保等の観点から一時的な休園措置等を行う可能性がある旨の改善勧告を行った。